

青森県開発行為許可事務要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）、「都市計画法施行令」（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に基づく開発行為の許可等に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(開発行為許可申請書の添付図書)

第2 知事は、法第29条第1項又は第2項の規定による許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）並びに法第34条の2第1項の規定による開発行為の協議（以下「開発協議」という。）をしようとする者（以下「協議者」という。）に対し、法第30条第1項に規定する申請書、同条第2項に規定する書面及び図書並びに省令第17条第1項に定める添付図書のほか、次の各号に掲げる図書を提出させるものとする。

(1) 法第33条各号（第14号を除く。）に規定する基準に適合していることを示す図書。ただし、第12号及び第13号の基準に適合していることを示す場合にあっては、次の表に掲げるものとする。

<p>1 第12号の基準に適合していることを示す書類（許可申請者及び協議者が国、県、市町村その他資力及び信用について知事が特に調査する必要がないと認めた者である場合には省略できる。）</p>	<p>(1) 申請者の資力及び信用に関する調書（様式1） (2) 申請者の住民票抄本（法人の場合は商業登記簿謄本） (3) 申請者の所得税及び個人事業税の前年における納付すべき額及び納付済額を証する書面（法人の場合は法人税及び法人事業税の前事業年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面）</p>
<p>2 第13号の基準に適合していることを示す書類</p>	<p>(1) 工事施行者の能力に関する調書（様式2） (2) 工事施行者の住民票抄本（法人の場合は商業登記簿謄本） (3) 工事施行者が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていることを</p>

	証する書類
--	-------

- (2) 市街化調整区域内において開発行為をしようとする場合にあっては、法第34条各号（第13号を除く。）のいずれかに該当することを示す図書
- (3) 省令第16条第5項に規定する資金計画書の科目の基となる書類
- (4) 地積測量図（開発区域の面積を明示した図面）
- (5) 開発区域に係る土地登記簿謄本及び公図の写し
- (6) 開発審査会に付議するための次の表に掲げる図書（法第34条第14号に該当する場合に限る。）

開発審査会に付議するための図書	<ol style="list-style-type: none"> (1) 開発審査会付議申請書（様式3） (2) 開発区域位置図 (3) 開発区域区域図 (4) 土地利用計画図 (5) 造成計画断面図（2方向） (6) 開発区域内において予定される建築物又は第一種特定工作物の平面図及び2面以上の立面図（縮尺100分の1以上のもの）
-----------------	--

（設計説明書）

第3 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、様式4によるものとする。

（開発行為の施行等の同意書）

第4 知事は、許可申請者及び協議者に対し、省令第17条第1項第3号に規定する相当数の同意を得たことを証する書類として、次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 開発行為の施行等の同意書（様式5）
- (2) 同意者の印鑑証明書

（設計者の資格）

第5 知事は、許可申請者及び協議者に対し、省令第17条第1項第4号に規定する資格を有する者であることを証する書類として、設計者の資格に関する申告書（様式6）及び必要書類を提出させるものとする。

（開発許可に係る変更申請書）

第6 法第35条の2第2項の規定による申請書は、様式7によるものとする。

(開発協議に係る変更協議書)

第7 法第34条の2第1項の規定による変更の協議書は様式8によるものとする。

(開発許可及び開発協議に係る変更届出)

第8 知事は、法第35条の2第3項（法第34条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出の届出者に対し、開発行為変更届出書（様式9）及び変更の内容を示す図書を提出させるものとする。

(既存の権利者の届出)

第9 知事は、法第34条第13号の規定により届出をする者に対し、既存の権利届出書（様式10）及び土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を証する書類（農地転用にかかるものについては農地転用許可書を含む。）を提出させるものとする。

(工事完了の届出等の添付図書)

第10 知事は、法第36条第1項の規定により届出をする者に対し、省令第29条に規定する工事完了届出書又は公共施設工事完了届出書及び次の各号に掲げる図書を提出させるものとする。ただし、公共施設工事完了届出書については、第2号の図書を省略することができる。

- (1) 付近見取図
- (2) 土地利用計画図
- (3) 届出に係る工事に着手した時及び当該工事が完了した時における開発区域の状況が確認できる写真及び当該工事の施行状況確認できる写真
- (4) 開発区域及び開発行為に関する工事により公共施設を設置した場合にあっては、公共施設を設置した土地の登記簿謄本及び公図の写し

(工事完了公告)

第11 法第36条第3項の規定による工事の完了の公告は、青森県報に登載して行うものとする。

(工事完了公告前の建築等の承認申請)

第12 知事は、法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者に対し、工事完了公告前の建築（建設）承認申請書（様式11）及び次の各号に掲げる図書を提出させるものとする。

- (1) 付近見取図

- (2) 建築又は建設しようとする土地の区域（以下「承認申請区域」という。）を明示した土地利用計画図
- (3) 建築物又は特定工作物の配置図（縮尺300分の1以上のもの）
- (4) 建築物又は特定工作物の平面図及び2面以上の立面図（縮尺100分の1以上のもの）
- (5) 承認申請区域の現況写真
- (6) 承認申請区域に係る土地登記簿謄本及び公図の写し
- (7) 承認申請区域の面積を明示した図面

（工事の廃止の届出書の添付図書）

第13 知事は、法第38条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出の届出者に対し、省令第32条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出書及び次の各号に掲げる図書を提出させるものとする。

- (1) 当該開発行為に関する工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類
- (2) 工事に着手している場合には、当該工事の廃止に係る土地の区域（以下「廃止区域」という。）の現況図（縮尺2500分の1以上のもの）
- (3) 廃止区域を明示した図面（縮尺1000分の1以上のもの）
- (4) 工事に着手している場合には、工事に着手した時及び当該工事を廃止した時における廃止区域の状況が確認できる写真及び当該工事の施行状況が確認できる写真

（建築物の特例許可の申請）

第14 知事は、法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者に対し、建築物の特例許可申請書（様式12）及び次の各号に掲げる図面を提出させるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 許可を受けようとする土地の区域（以下「許可申請区域」という。）を明示した土地利用計画図
- (3) 建築物の配置図（縮尺300分の1以上のもの）
- (4) 建築物の平面図及び2面以上の立面図（縮尺100分の1以上のもの）
- (5) 許可申請区域の存する土地の登記簿謄本及び公図の写し
- (6) 許可申請区域の面積を算出した図面

（予定建築物以外の建築物等の建築等の許可申請）

第15 知事は、法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者に対し、予定建築物以外の建築物等の建築等の許可申請書（様式13）及び第14各号に掲げる

図面を提出させるものとする。

(建築物の新築等の許可の申請書及び協議書の添付図書)

第16 知事は、法第43条第1項の規定による許可を受けようとする者並びに法第43条第3項の規定による協議をしようとする者に対し、省令第34条第2項に規定する図面及び次の各号に掲げる図書を提出させるものとする。

- (1) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第36条第1号の規定する基準に適合していることを示す図書
- (2) 政令第36条第1項第3号イからホまでのいずれかに該当することを示す図書
- (3) 第14第3号から第6号までに掲げる図書（この場合において、第14第3号及び第4号中「建築物」とあるのは、建物又は第一種特定工作物」と読み替えるものとする。）
- (4) 開発審査会に付議するための次の表に掲げる図書（政令第36条第1項第3号ホに該当する場合に限る。）

開発審査会に付議するための図書	<ol style="list-style-type: none"> (1) 開発審査会付議申請書（様式3） (2) 付近見取図 (3) 開発区域区域図 (4) 敷地現況図 (5) 建築物又は第一種特定工作物の平面図及び2面以上の立面図（縮尺100分の1以上のもの）
-----------------	--

(開発許可に基づく地位の承継)

第17 知事は、法第44条の規定による開発許可に基づく地位の承継を受けようとする者に対し、開発許可に基づく地位の承継届出書（様式14）及び次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 相続人の場合、戸籍謄本又は届出者と開発許可者との関係を証する書類
- (2) 法人の場合、合併前である開発許可者との関係を証する書類

第18 知事は、法第45条の規定による開発許可に基づく地位の承継を受けようとする者に対し、開発許可に基づく地位の承継承認申請書（様式15）及び次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類
- (2) 省令第16条第5項に定める資金計画書
- (3) 第2第1号の表に掲げる書類

(開発登録簿)

第19 省令第36条第1項に規定する開発登録簿の調書は、様式16によるものとする。

第20 知事は、法第47条第5項の規定により開発登録簿の写しを請求しようとする者に対し、開発登録簿の写し交付申請書(様式17)を提出させるものとする。

(標識の設置)

第21 法第81条第3項の標識は、様式18によるものとする。

(開発行為又は建築に関する証明書の交付申請)

第22 知事は、省令第60条第1項の規定による証明書(法第53条第1項の規定に適合していることを証するものを除く。以下同じ。)の交付の申請があったときは、その計画が法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条、第43条第1項の規定に適合しているときは、当該証明書の交付を申請した者に対し様式19による証明書を交付するものとする。

2 知事は、前項の証明書の交付を受けようとする者に対し、様式19による交付申請書及び次に掲げる図書を提出させるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 建築物又は特定工作物の配置図(縮尺300分の1以上のもの)
- (3) 建築物又は特定工作物の平面図及び2面以上の立面図(縮尺100分の1以上のもの)
- (4) 申請に係る土地の面積を算出した図面
- (5) 申請に関する計画が法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証する図書

(身分証明書)

第23 法第82条第2項の証明書は、様式20によるものとする。

(書類の経由)

第24 法第3章第1節(法第47条を除く。)の規定により知事に提出する許可又は承認に係る申請書、協議書並びに届出書(以下、申請書等という。)は、当該申請書及び建築物の建築その他の行為をしようとする土地の区域を管轄する市町村長及び地域県民局長を経由するものとする。

2 市町村長及び地域県民局長は、前項の規定による申請書等のうち、許可申請書及び協

議書が提出された場合には、副申書（様式 2 1）により副申するものとする。

（書類の提出部数）

第 2 5 法第 3 章第 1 節（法第 4 7 条を除く。）の規定により知事に提出する許可又は承認に係る申請書及び協議書の提出部数は、正本 1 部及び副本 3 部とする。

2 法第 4 7 条第 5 項の規定により知事に提出する開発登録簿の写し交付申請書の提出部数は、正本 1 部とする。

3 第 2 第 1 項第 6 号及び第 1 6 第 1 項第 4 号の規定により知事に提出する開発審査会に付議するための書類の提出部数は、1 0 部とする。

4 第 8、第 1 0、第 1 3 及び第 1 7 の規定による届出書の提出部数は、正本 1 部及び副本 2 部とする。ただし、第 1 0 においては上記で提出するほかに第 1 0 第 2 号に掲げる図面 1 部を提出すること。

5 第 2 2 第 1 項に規定する証明申請書の提出部数は、正本 1 部及び副本 1 部とする。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 3 月 2 3 日から適用する。